



# 島根県報

平成28年 4 月22日 (金)

号外 第 102 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 2

**告 示****島根県告示第345号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合1869番2地先から同2639番2地先まで	メートル 91.60	平成28年 4月22日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	雲南市掛合町掛合1869番1地先から同番2地先まで	24.70	平成28年 4月22日		
〃	美郷大森線	邑智郡美郷町戸谷172番1地先から同203番1地先まで	150.00	平成28年 4月22日	県央県土整備 事務所	